

令和9年度

保育園等入園案内



日の出町イメージ
キャラクター
「ひのでちゃん」

保育園等（認可保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業など）の入園申し込みについてご案内いたします。

【受付期間】

■4月入園の申し込み

令和8年11月16日(月)～11月30日(月)

■5月以降入園の申し込み(入園は毎月1日です)

前月分申込終了の翌日から入園希望月の前月15日まで

例) 5月1日入園を希望の場合、3月16日から4月15日までがお申し込み期間となります。

※1 15日が土・日・祝日の場合は前開庁日までにお申し込みください

※2 町外の保育園等を希望される場合(4月入園・5月以降入園)、他自治体が指定する締切日の7開庁日前までにお申し込みください。

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

※3 正午～午後1時は昼時のため、通常よりお待たせする可能性があります。

【受付場所】

日の出町役場 子育て支援課 子育て支援係 窓口(庁舎1階)

■保育園等のお申し込みをされる際は、別添案内を参考に希望する保育園等の見学などを行い、充分ご確認ください。うえでお申し込みください。

■受付期間後の4月入園については、令和9年3月15日(月)までに提出され、かつ当初決定後に受け入れが可能な場合のみ選考の対象となります。それ以後に提出されたものについては、5月以降の選考の対象となります。

■町外の保育園等に入園を希望される方は、各市区町村の締切日・必要書類・申込条件などを事前にご確認いただき、上記※2の提出期限までにお申し込みください。

■認定こども園・幼稚園等で教育1号認定をご希望の場合は、園に直接お申し込みください。

■ご提出いただいた申込書や就労証明書などに虚偽の記載があった場合は、申請を無効とし入園が決定している場合は入園を取り消します。

日の出町 子育て支援課 子育て支援係
電話 042-588-4113(直通)

1. 申込方法について

必要書類をご用意いただき、表紙の受付期間中にご提出ください。提出時の確認書類のご用意もお忘れなくお願いいたします。

提出書類

■保育所等入所申込書兼支給認定申請書

入所希望児童の状況表も含め、該当する項目をすべて記入してください。

■同意書

同意書の内容をご確認の上、すべての項目に✓を付け、署名欄にご署名ください。

■保育の必要性を証明できる書類

上記の保育園等に入園できる基準を満たしていることを証明する書類です。ご家庭の状況に応じて、別に書類の提出が必要になる場合があります。

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ①勤務（自営等含む）している方 | 就労証明書 |
| ②就労が内定している方 | 就労証明書（雇用期間欄に就労開始予定日を記入） |
| ③産休、育休明けの方 | 就労証明書（休業期間の記入があるもの） |
| ④出産予定の方 | 母子手帳のコピー（母親の氏名と分娩予定日のわかるページ） |
| ⑤病気やケガをされている方 | 町指定様式の診断書、または同内容を具備する診断書 |
| ⑥障害のある方 | 身体障害者手帳・愛の手帳のコピー、または診断書など |
| ⑦介護等をされている方 | 介護保険証等のコピー、または診断書など |
| ⑧就学または就学予定の方 | 在学証明書・合格通知書のコピーなど |

※就労証明書は3か月以内に発行されたもの

確認書類

■身元が確認できる証明書類

保護者（申請者）・代理人（親権者以外）の身元確認のため、①・②いずれかの証明書類をご用意ください。

- ① 顔写真付きの書類（いずれか1つ）例）マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など
- ② 顔写真なしの書類（いずれか2つ）例：健康保険証、年金手帳、社員証、学生証 など

※「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されているものに限りします。

■個人番号（マイナンバー）の番号確認および本人確認

「行政手続きにおける特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、教育・保育給付認定申請の手続きをする際は、申請者及び子どもの個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。併せて、「番号確認」（正しい個人番号が記載されているかの確認）及び「本人確認」（個人番号の持ち主であることの確認）も必要となります。

※町外の保育園等に入園を希望される方

町外の保育園等に入園を希望される場合でも、受付場所は日の出町になります。ご提出いただいた書類を希望の保育園等が所在する自治体へ送付いたしますので、自治体が指定する締切日の7開庁日（土曜・日曜日、祝日を除く）前までに、日の出町子育て支援課子育て支援係へお申し込みください。

※各区市町村によって募集状況や申込締切日等が異なり、必要書類も別途必要となる場合がございます。希望する保育施設のある自治体へ、事前に必ずご確認ください。

※町外の保育園等に入園の場合は、「ひのでっ子ばくばく給食応援補助事業」（町の補助事業）は適用されません。（同意書 No.30 を参照）

■次のような場合は必ず届け出てください

- ① 保育園等を退園する場合 ※求職中の場合、離職後3か月以内に就労証明書の提出がない場合は退園になります
- ② 町内で転居した場合、町外に転出した場合など、住所が変わった場合
- ③ 家族構成が変わったなど、保護者やお子さまの状況が変わった場合
- ④ 就職した場合、退職した場合、勤務日数や勤務時間が変更になる場合
- ⑤ 保育を必要とする事由が変わる場合（出産、病気やけがで長期間の療養が必要など）
- ⑥ 確定申告や修正申告を行った場合など、住民税額が変更になる場合
- ⑦ 入園決定を辞退する場合や申込みを取り下げる場合

2. 保育園等に入園できる基準

- ①就労（1 ヶ月あたり 48 時間以上労働することを常態としていること）
- ②妊娠、出産（出産予定月と前後 2 ヶ月の合計 5 ヶ月間）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること
- ④同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護し、または看護していること
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑥求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
- ⑦学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これに準ずる教育施設に在学している、または職業訓練を受けていること
- ⑧児童虐待や DV のおそれがあると認められること
- ⑨育児休業中に、既に保育園等を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められること
- ⑩前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること

■保育園等を利用するための認定とは

保育園等を利用するにあたって、保育給付認定を受ける必要があります。保育給付認定は、利用希望の施設等に応じて町が認定します。認可保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業については、2号または3号認定が必要となります。

認定区分	対象年齢	利用できる施設
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	保育所・認定こども園・地域型保育事業



■保育時間の区分

保育を必要とする事由や、保護者の勤務時間などの状況により、次のいずれかに区分されます。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 保育標準時間（最長 11 時間） | 週 30 時間（月 120 時間）以上等 |
| ② 保育短時間（最長 8 時間） | 週 30 時間（月 120 時間）以下等 |

※保育標準時間と保育短時間で利用できる時間帯は各保育園等により異なります。また、保育を必要とする事由により、希望どおりに利用できない場合があります。

※延長保育については、町内の保育園では延長保育（30 分）の利用が可能な場合があります。延長保育のお申し込みは各園へお願いいたします。延長保育を利用する場合、延長保育料が必要になります。

■利用者負担額(保育料)について

利用者負担額は、令和 7 年 9 月よりすべて無償となりました。

給食費（副食費）について、令和 7 年 10 月より、町内の保育施設に通う 3 歳児～5 歳児クラスのお子さまにかかる給食費（副食費）は無償となりました。（ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助金）

※0 歳児～2 歳児クラスのお子様につきましては保育料と合わせて既に無償化となっています。

※上記の補助金は国の制度により副食費免除対象の方は除きます。

■その他

- ・児童虐待の防止等に関する法律第 6 条により児童虐待を発見した場合（虐待を受けたと思われる場合も含む）は児童相談所やこども家庭センターに通告します（必要に応じて警察にも通報します）
- ・育児休業の延長を希望する場合は、申込書の「〇育児休業の延長が可能であり、他の利用希望者を優先して選考することに同意する」にチェックしてください

※入園決定を辞退した場合や、申込みを取り下げた場合は、保留（不承諾）通知の発行はできません

※勤務先やハローワークの確認・審査により、育児休業（給付）の延長が認められない場合があります

※この案内は、原則的な内容を例示してまとめたものであり、法令などに定められたすべての事項を網羅しているわけではありません。ご家庭の状況により、前述の内容とは異なる場合や、別途書類の提出をお願いする場合があります。

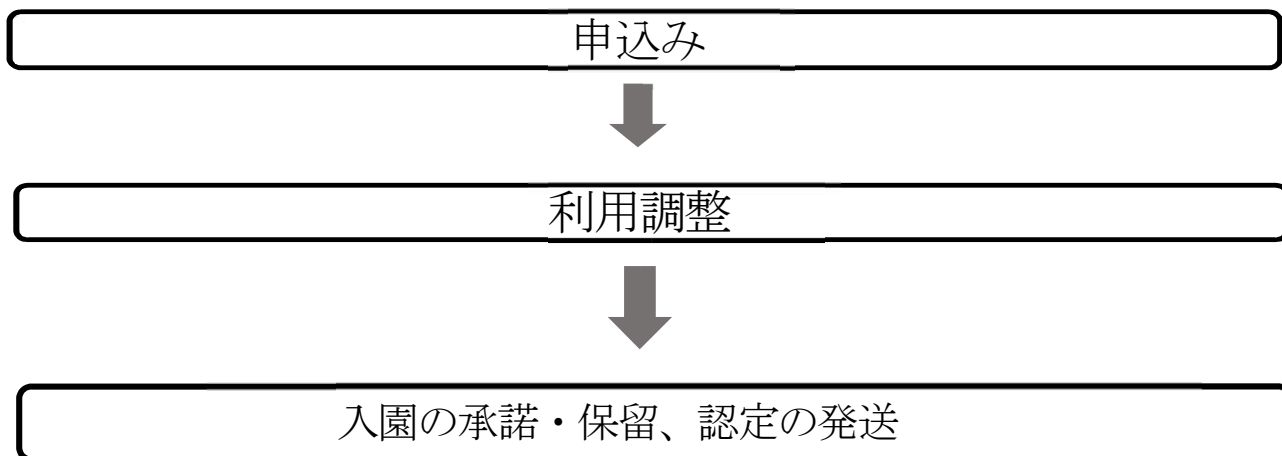
3. 入所までの流れ

提出された申込書の内容をもとに審査し、保育所等の募集人数に応じて町が定める実施基準表にもとづき、点数が高い順に保育所等の入所を決定します。先着順ではありませんのでご注意ください。

ただし、入園が決定した場合であっても、入園前の健康診断で集団保育が難しいと判断されたなど、保育園等での保育が困難な場合には、決定を取り消すことがありますのでご承知おきください。

入園要件に該当していても、定員超過などの理由により保育園等に入所できない場合もあります。

1. 入園の承諾・保留、認定のお知らせ



4月入園の場合は1月下旬/年度途中の入園の場合は入園希望月の前月末に通知を送付します

決定

入所が決定しましたら、町から電話にてご連絡いたします（4月入園の場合は「入所承諾（決定）通知書」の発送のみとなります）。

入所決定後、入園に向けた手続きについて園と直接やり取りしていただくため、保護者様から入所決定施設へご連絡をお願いいたします。

後日、「入所承諾（決定）通知書」を送付いたします。

保留（待機）

保留（待機）となった場合のご連絡は、「入所保留通知書」の送付のみとなります。保留期間は当該年度末まで有効ですが、翌月以降、毎月の保留通知書の発送はございません。

なお、入所承諾（決定）された場合にのみ、改めて通知いたします。

2. 入園が決定したら

急激な環境の変化はお子様の負担となります。少しでも園の生活にスムーズに移行するために、早寝・早起きなど生活のリズムを整えるよう心がけてください。また、授乳が母乳のみの場合は、哺乳瓶でも授乳が可能な状態にしておくなど、入園に向けた準備をお願いいたします。

3. ならし保育について

入園の初日から丸一日お預かりするのではなく、お子様の状態に応じて少しずつ時間を延長していく、ならし保育を行います。ならし保育の期間や保育時間はその状況次第となりますのでご了承ください。

4. 入園後のルール・マナーについて ※守れない場合、退園していただくことがありますのでご注意ください

- ①依頼のあった提出書類等は必ず指定の期日までに提出してください。
- ②欠席する場合や送迎の時間が遅れそうな場合、送迎者が普段と違う場合など、必ず保育園等へ連絡をしてください。
- ③感染症蔓延防止のため予防接種等を受けるよう努めてください。
- ④児童が感染症（百日せき・はしか・水ぼうそう・おたふく風邪など）にかかった場合は、完全に治るまでは登園できません。